



この臨時号は、7月5日(火)時点の情報をもとに作成しています。

追加配分を行っています

☑ 「災害義援金」の申請を受け付けています

既に申請済みの方は
手続きは不要です

【問】 市社会福祉事務所 内線 293・294

市では、日本赤十字社などに寄せられた義援金と宮城県に寄せられた義援金について、震災で被災された方に対し、県の配分基準に基づき新たに追加配分を行っています。

市では、申請手続きを簡略化しており、死亡・行方不明者や住家被害に関しては、**既に申請を済ませている場合、新たな申請書の提出は不要**としています。

なお、新たに対象となる方(次の(7)・(8)の方)は申請が必要です。申請手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

》項目と金額

■ 人的被害に関する義援金:

死亡・行方不明者 (1) 新たな配分額	1人	50万円	(合計 100万円)
災害障害見舞金対象者 (2) 新たな配分額	—	—	(合計 10万円)

■ 住家被害に関する義援金:

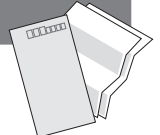
全壊 (3) 新たな配分額	1世帯	55万円	(合計 100万円)
大規模半壊 (4) 新たな配分額	1世帯	50万円	(合計 75万円)
半壊(大規模半壊を除く) (5) 新たな配分額	1世帯	30万円	(合計 50万円)
震災で両親を亡くされた18歳以下の方 (6) 新たな配分額	—	—	(合計 50万円)

■ 母子・父子世帯: (7) 新たな配分額 1世帯 20万円 (合計 20万円) ※新規項目

■ 高齢者施設・障害者施設入所者: (8) 新たな配分額 1人 10万円 (合計 10万円) ※新規項目

郵送でも申請できます

郵送でも申請可能です。
必要書類を添付の上、
市社会福祉事務所あて
に送付してください。
※住所はこのページの上
部に記載されています。



》申請受付場所・時間

◆ ワン・テン庁舎2階「シルバープラザ」

◆ 唐桑総合支所保健福祉課(「燦さん館」内)・本吉総合支所保健福祉課(総合支所1階)

◆ 階上出張所・大島出張所

※いずれの場所も、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分まで受け付けます。

～『未来の気仙沼』を提案～気仙沼市震災復興市民委員会

☑ 「第2回市民委員会」が開催されました

「(仮称)気仙沼市震災復興計画」の策定に関し、広く市民の提言や意見を反映していくために設置した「気仙沼市震災復興市民委員会」の第2回会議が、6月26日に市役所で開催されました。この日は11人の委員全員と市長・副市長が出席し、各委員が考える復興のビジョンや取り組みのアイデアなどについて意見を交換しました。

委員からは「地盤をかさ上げし歩いて数分で避難できる施設を数カ所整備する」、「海外からも注目されるまちづくりのためのインフラ整備などが必要」、「地震・津波の国際的研究機関を誘致し防災と海外からの誘客を同時に図る」などの意見が出されました。また、市民の意見を反映しながら、委員会としての提案をまとめていくことが確認されました。

このほか、会議では、様々な意見の収集や委員会からの情報発信の方法などについて意見を交換しました。

※市震災復興会議と市民委員会の議事録や開催予定日などは、市ホームページでご覧いただけます。



各委員が描く未来の気仙沼の姿が提案されました(6月26日市役所会議室)



お願い

目でご不自由な方などがいらっしゃる場合は、上記の内容を読み上げ、掲載されている情報をお伝えしていただくようご協力をお願いします。

✓ 震災に伴う「水道」「市ガス」「下水道」料金などの取り扱いについて

📎 水道料金の特別措置について

【問】市ガス水道部管理課 tel: 0226-23-2560

震災で被災した方の負担を軽減するため、水道料金の特別措置を次のとおり行います。

対象者の調査は市が行いますので、申請などの手続きは不要です。

【特別措置 1】

■ 3月分(2月使用分)

- 気仙沼・唐桑地域 ⇒ 通常どおり
- 本吉地域 ⇒ 基本料金のみ(従量料金免除)

■ 4月分(3月使用分)と5月分(4月使用分)

- 家屋が全壊・大規模半壊・半壊 ⇒ 全額免除
- 上記以外の使用者
 - ◆ 気仙沼・唐桑地域 ⇒ 基本料金のみ(従量料金免除)
 - ◆ 本吉地域 ⇒ 基本料金のみ(従量料金免除)
 - ・ 口径 13mm 8 6 1 円(気仙沼地域と同額)
 - ・ 口径 20mm 1, 7 3 2 円(気仙沼地域と同額)
 - ・ 口径 25 mm以上 2, 2 4 0 円

■ 6月分(5月使用分)以降

- 家屋が全壊・大規模半壊・半壊 ⇒ 全額免除(平成 24 年 3 月料金まで)
※ただし、免除期間の途中で水道水の使用があった場合は、通常どおり料金を請求します。
- 上記以外の使用者(気仙沼地域・唐桑地域・本吉地域) ⇒ 通常どおり

※ 3月分は納期限を7月末とし、4月以降の料金についても順次納期限を延長します。

※ 5月 11 日以降に、未通水区域の方へ水道水を提供した方はお申し出ください。

※ 被災した家屋の閉栓手続きを済ませていない方は、市ガス水道部管理課までご連絡ください。

【特別措置 2】

被災された方の加入分損金と手数料についても、平成 24 年 3 月 31 日までの申請分について免除します。

詳しくはお問い合わせください。

📎 下水道「使用料・受益者負担金等」について

【問】市下水道課 tel: 0226-23-1010

震災で被災した方の負担を軽減するため、次のとおり下水道使用料等の免除および受益者負担金等の徴収を猶予します。

◇ 使用料の特別措置について

下水道使用料等の特別措置を次のとおり行います。特別措置を受けるための申請手続きは不要です。

なお、全壊・大規模半壊・半壊の家屋のうち、市が使用の見込みがないと判断した家屋については、廃止または休止の扱いとしますので、使用料は発生しません。詳しくは、お問い合わせください。

■ 対象者：公共下水道(気仙沼処理区)、特定環境保全公共下水道(津谷街処理区)、農業集落排水事業(大沢地区)、漁業集落排水事業(長崎地区)の全使用者

■ 使用料の免除：平成 23 年 3 月請求分(2月使用分)から平成 23 年 5 月請求分(4月使用分)までの3か月分の使用料を全額免除します。

※ 6月請求分(5月使用分)以降の使用料は、通常どおりです。また、使用料は「ガス・上下水道料金」として請求します。

◇ 下水道事業受益者負担金等の徴収猶予について

下水道事業受益者負担金等の徴収を次のとおり猶予します。徴収猶予のための申請などの手続きは不要です。

■ 徴収猶予の対象：公共下水道受益者負担金、特定環境保全公共下水道受益者分損金、集落排水事業受益者分損金(平成 18 年度から 22 年度までに賦課された金額のうち未納金)

■ 徴収猶予期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

※ 罹災証明において全壊である場合は、申し出により更に 1 年間延長することができます。

【なるべく下水道へ排水しないようご協力を】

震災により、処理施設などが被害を受け、現在処理機能が停止しています。節水に努め、下水道への排水量を少なくするよう、ご協力をお願いします。

📎 市ガス料金の取り扱いについて 【問】市ガス課 tel: 0226-22-7090

震災発生により、都市ガス供給区域全域の供給を停止していましたが、津波などで甚大な被害を受けた地域以外については、おおむね復旧しました。また、3月検針分以降の都市ガス料金、簡易ガス料金、プロパンガス料金については次のとおり取り扱うこととします。

■ 支払期限の延長：各検針分ごとに支払期限を、次のとおり延長します。

- 3月検針分：6か月延長
- 4月検針分：5か月延長
- 5月検針分：4か月延長
- 6月検針分：3か月延長
- 7月検針分：2か月延長
- 8月検針分：1か月延長

■ 基本料金の免除：4月検針分から9月検針分までの料金について、各検針期間においてガスを全く使用しなかった場合は、基本料金を免除します。

■ 遅収料金の免除：3月検針分から8月検針分までのガス料金については、遅収料金は発生しません。

※ 家屋の流失、倒壊などで市ガスが使用できなくなったお客様は休止・廃止の届出が必要です。市ガス課までご連絡ください。

※ 支払期限日など詳しくは、お問い合わせください。

●市職員 ●気仙沼・本吉地域広域行政事務組合職員

職員募集のお知らせ

上級・中級・初級

気仙沼市職員 [平成24年4月採用予定]

【問】市総務課人事係 (〒988-8501 住所記載不要)
内線 223・224
市立病院総務課総務係 tel: 0226-22-7100

■受付期間: 7月15日(金)から8月16日(火)まで

■職種・採用予定人員・受験資格:

【上級】大学卒業程度

◆薬剤師(1人)⇒ 昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、薬剤師の資格を有する方

【中級】短大卒業程度

◆保育士(3人程度)⇒ 昭和51年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方で、保育士と幼稚園教諭の資格を有するか、平成24年3月末までに取得見込みの方

◆言語聴覚士(1人)・看護師(12人程度)⇒ 昭和51年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、言語聴覚士または看護師の資格を有するか、平成24年3月末までに取得見込みの方

【初級】高校卒業程度

◆事務(3人程度)⇒ 平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方

■申込方法: 市総務課(本庁舎2階)または市立病院に備え付けの用紙で、次の場所に持参するか郵送で申し込んでください。

【申込先】市総務課人事係(本庁舎2階)
〒988-8501 (住所記載不要)

■1次試験日時・会場: 9月18日(日)午前10時から、気仙沼高校(常楽)※2次試験は1次試験合格者に通知します。

■試験科目: 【1次】教養・専門試験・適性検査(職種により異なります) 【2次】論文・人物試験、身体検査

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合

消防士・救命救急士(初級) [平成24年4月採用予定]

【問】気仙沼・本吉地域広域行政事務組合
(〒988-0104 赤岩五駄鱈 43-2) tel: 0226-22-9111

■受付期間: 7月15日(金)から8月16日(火)まで

■職種・採用予定人員・受験資格:

初級消防士(8人程度)・救命救急士(若干名)⇒ 昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれ、高校卒業程度の学力を有する方が卒業見込みの方で、職務遂行に支障がなく健康である方(その他条件があります、詳しくはお問い合わせください)。

■申込方法: 広域組合事務局(赤岩五駄鱈)、市総務課(市役所本庁舎2階)、南三陸消防署(ベイサイドアリーナ)、最寄りの消防署などに備え付けの用紙で、広域組合事務局に持参するか郵送で申し込んでください。

■1次試験日時・会場: 9月18日(日)午前9時から、気仙沼・本吉広域防災センター(赤岩五駄鱈)※2次試験は1次試験合格者に通知します。

■試験科目: 【1次】教養試験、適性検査、体力測定(6種目) 【2次】作文・人物試験、身体検査

●国民健康保険高齢受給者証 ●後期高齢者医療被保険者証

受給者証・保険証を一斉更新します

【問】市保険課 ・医療給付係 内線376
・後期高齢者医療係 内線378

70歳から74歳までの方に交付している「国民健康保険高齢受給者証」と、75歳以上の方などに交付している「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」は、8月1日に一斉更新されます。8月1日以降に医療機関などで受診する際は、新しい受給者証や保険証を受付窓口に提示してください。

国民健康保険「高齢受給者証」について

7月末に郵送します。新しい受給者証は前回と同様にピンク色です。お手持ちの受給者証は返却不要です。ご自身で破棄してください。

後期高齢者医療被保険者証(保険証)について

7月23日(土)から31日(日)までの間に、書留郵便で郵送します。新しい保険証はオレンジ色です。

◆配達時に不在の場合の保管場所:

●8月7日(日)まで ⇒ 郵便局で保管(※希望する受取方法を次の窓口にお知らせください)

【気仙沼郵便コールセンター】tel: 0226-22-7125

●8月8日(月)以降 ⇒ 市保険課(本庁舎1階)で保管(※お越しになる方の身分証明書と印鑑を持参してください。別世帯の方は、委任状が必要です)

※お手持ちの保険証は返却不要です。8月1日以降に、ご自身で破棄してください。

【送付先の変更や窓口受け取りを希望する方はご相談を】

ご自宅以外に避難されている方で、まだ保険証の送付先を変更していない方や、長期不在などの理由で、直接窓口で受け取りたい方は、7月20日(水)までに市保険課へご連絡ください。その場合は、7月25日(月)以降に窓口でお渡しします。

※前年の所得などにより、自己負担割合(1割または3割)が変わる場合があります。震災により医療費の「一部負担金等免除証明書」が交付されている方は、平成24年2月29日までは窓口での負担はありません。

復興に弾み 待望の「カツオ」が水揚げ

6月28日、気仙沼市魚市場に待望のカツオが水揚げされました。この日入港したのは静岡県船籍の巻き網運搬船「第31大師丸(たいまる)」が漁獲したカツオ45トン。市魚市場は震災により大きな被害を受けましたが、



約3か月半ぶりに水揚げされた生鮮カツオ(6月28日 市魚市場)

関係者などの懸命な復旧作業により、約3か月半ぶりに水揚げが実現しました。震災後初めての水揚げとあって、構内は関係者や買い受け人でにぎわい、本市の復興へ向けた歩みに弾みがつくものとなりました。

事業者・従業員の皆様へ

☑ 労災保険・未払賃金の立替払制度について

☐ 労災保険制度について

【問】 石巻労働基準監督署 tel : 0225-22-3365
 宮城労働局労災補償課 tel : 022-299-8843

雇用されていた方が仕事や通勤中に、地震や津波により被災された場合、本人かご遺族の方は「労災保険」による給付を受けることができます。

給付は、ご本人が行方不明の場合でもご家族が受給でき、会社の流失などにより事業主の証明が困難な場合でも請求手続きが可能です。

手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

☐ 未払賃金の立替払制度について

【問】 石巻労働基準監督署 tel : 0225-22-3365
 宮城労働局監督課 tel : 022-299-8838

1年以上活動していた事業所が震災により被害を受け倒産状態になった場合、国が事業所に代わって未払賃金(給与・退職金)の8割相当額を立て替え払いする制度があります。

制度の利用には、従業員のうち、少なくとも1人が退職日から6か月以内に申請することが必要で、亡くなられた方のご遺族や行方不明の方のご家族も手続きできます。

手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

📎 宮城県信用保証協会からのお知らせ

【問】 宮城県信用保証協会気仙沼支店 tel : 0226-22-1972
 宮城県信用保証協会経営支援部(本店) tel : 022-225-5230

宮城県信用保証協会は、中小企業の経営者が金融機関から融資を受ける際、その保証人となり借りやすくサポートする公的機関です。

震災対応の保証制度を大幅に拡充したほか、借換保証や返済緩和を受け付けています。

詳しくはお問い合わせください。

- 相談受付：平日⇒午前9時～午後7時(気仙沼支店)
 ※土・日曜日、祝日は午前9時～午後6時30分(本店)

☑ 犬の飼い主の皆様へ 狂犬病予防集合注射は9月に実施します

【問】 市環境課環境衛生係 tel : 0226-22-3417
 唐桑総合支所市民生活課 tel : 0226-32-4522
 本吉総合支所市民生活課 tel : 0226-42-2974

例年、春に実施していた「狂犬病予防集合注射」は、震災の影響により9月に実施します。

具体的な日程などは、後日広報紙などでお知らせします。

なお、9月以前に予防注射を希望する場合は、市内の動物病院で接種できます。料金など、詳しくは動物病院へ直接お問い合わせください。

食中毒にご注意を

【問】 市健康増進課健康予防係 tel : 0226-21-1212

食中毒は、原因となる細菌やウイルス、有毒・有害な物質が含まれた食品を食べることによって発症し、急性の胃腸炎症状を主症状とする健康障害を起こします。

気温が高く湿度が多い時期は、細菌の増殖が活発になります。食中毒菌が食品に付着しても、腐敗したときとは違い、味や臭い、色の変化がない場合もありますので注意が必要です。

! 手洗いの際は・・・

- ◆ 石けんや消毒液を使って洗いましょう。
- ◆ 水がない場合は、おしぼりやウエットティッシュ、消毒液でよくふきましょ。

! 調理の際は・・・

- ◆ 料理は十分に加熱しましょう。
- ◆ 生肉や卵、魚を触ったらきちんと手を洗いましょう。
- ◆ 包丁などの器具やふきんはきちんと洗い、乾燥させてから保管しましょう。

! 食品を保存する際は・・・

- ◆ 食材や弁当などは室温に置かず冷蔵庫等で保管し、早めに食べましょう。
- ◆ 消費期限などを確認し、期限の過ぎたものは食べないように注意しましょう。
- ◆ 時間が経ちすぎたり、ちょっとでもおかしいと思ったら廃棄しましょう。
- ◆ ふたやハエ帳などで虫が付かないようにしましょう。

【ハエの侵入などに十分注意を】

窓や扉を開放する場合は、ハエ類が侵入しないように、防虫のための網戸などを設置しましょう。

また、生ゴミはハエなどの発生源になるので、長期間放置しないようにしましょう。

● 震災関連情報は 次の方法でもお届けしています

📄 各避難所・市民の皆様へお知らせ
 掲示場所：各避難所、市役所、総合支所など

📻 さいがいエフエム
 けせんぬまさいがいエフエム(77.5Mhz)
 けせんぬまもとよさいがいエフエム(76.8Mhz)

💻 市公式 Web サイト：「気仙沼市公式」で検索
 URL : <http://www.city.kesenuma.lg.jp/>

📱 携帯サイト：
 i-mode EZweb Yahoo! ケータイ



✉ 被災者支援メール ※事前登録が必要です。
 ● 下記アドレスにメール後、返信内容を確認し登録
[05999@nopamail.jp]